

# 1 環境行政全般

## 1 本県の環境行政組織（平成25年4月1日現在）

### （1）環境関連

区分	課（室）名等	グループ等	主 な 業 務
本 庁 県 民 環 境 部 （	環 境 首 都 課	環 境 企 画 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県環境基本条例に関する事</li> <li>○県生活環境保全条例に関する事</li> <li>○環境基本計画の推進</li> <li>○環境関連の表彰に関する事</li> <li>○環境白書に関する事</li> </ul>
		地 球 温 暖 化 対 策 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県環境審議会の運営</li> <li>○県地球温暖化対策推進条例に関する事</li> <li>○県地球温暖化対策推進計画、県地球温暖化対策指針の推進</li> <li>○地球温暖化対策の推進に関する法律の推進に関する事</li> <li>○環境マネジメントシステム、エコオフィスとくしま・県率先行動計画の推進</li> <li>○県グリーン調達等推進方針に関する事</li> <li>○県環境対策推進本部に関する事</li> <li>○関西広域連合（広域環境保全計画・地球温暖化対策の推進）に関する事</li> <li>○地球温暖化対策に関する四国四県連携（クールビズ・J-VER）に関する事</li> <li>○徳島エコスタイル、環境首都型通勤、エコカーの推進に関する事</li> </ul>
		自 然 エ ネ ル ギ ー 推 進 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進</li> <li>○自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金に関する事</li> <li>○自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業に関する事</li> <li>○自然エネルギー立県とくしま情報発信事業に関する事</li> <li>○グリーンニューディール基金に関する事</li> <li>○メガソーラーの誘致促進に関する事</li> <li>○エネルギーの使用の合理化に関する法律に関する事</li> </ul>
		環 境 首 都 と く し ま 創 造 セ ン タ ー ( エ コ み ら い と く し ま )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○とくしま環境県民会議に関する事</li> <li>○環境首都とくしま憲章に関する事</li> <li>○環境教育・環境学習の推進</li> <li>○地球温暖化対策の普及啓発及び活動支援</li> <li>○循環型社会関連法の普及啓発</li> <li>○リサイクル製品の認定</li> <li>○3Rモデル事業所の認定</li> <li>○エコショップ及びエコイベントの認定</li> </ul>
	自 然 環 境 室	自 然 環 境 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境保全に係る普及啓発の推進</li> <li>○生物多様性とくしま戦略の策定に関する事</li> <li>○鳥獣保護法に関する事</li> <li>○環境審議会（自然環境部会、鳥獣部会）の運営</li> <li>○自然公園法、自然環境保全法に関する事</li> <li>○県立自然公園条例、県自然環境保全条例、県希少種条例に関する事</li> <li>○自然公園・県自然環境保全地域の指定及び計画</li> <li>○自然公園の整備及び維持管理</li> </ul>
	環 境 整 備 課	施 設 整 備 担 当 審 査 指 導 担 当 ゴ ミ ゼ ロ 推 進 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物処理施設の設置許可</li> <li>○産業廃棄物処理業の許可事務</li> <li>○自動車リサイクル法に関する事</li> <li>○廃棄物の不適正処理の監視</li> <li>○不法投棄等に関する指導</li> <li>○徳島県不法投棄等対策会議に関する事</li> <li>○PCB特別措置法に関する事</li> <li>○廃棄物処理計画の推進</li> <li>○循環型社会形成の推進</li> <li>○循環型社会関連法の啓発</li> <li>○リサイクル製品等の認定</li> <li>○一般廃棄物処理施設の設置許可</li> </ul>
	環 境 管 理 課	企 画 ・ 審 査 担 当 大 気 担 当 水 質 担 当 土 砂 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、公害紛争処理法、環境影響評価法、県環境影響評価条例、県生活環境保全条例に関する事</li> <li>○公害防止協定・環境保全協定に関する事</li> <li>○環境保全施設整備等資金貸付事業に関する事</li> <li>○県環境影響評価審査会の運営</li> <li>○発生源の監視及び指導</li> <li>○生活排水対策の推進</li> <li>○土壌・地下水・湖沼の環境保全の推進</li> <li>○有害化学物質対策の推進</li> <li>○環境配慮の推進</li> </ul>

資料編

区分	課(室)名等	グループ等	主 な 業 務
本 庁 構 成 機 関	保健製薬環境センター	総務企画担当 大気環境担当 水質環境担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健、製薬衛生、環境に関する調査研究の企画・調整</li> <li>○試験研究評価委員会に関すること</li> <li>○大気環境汚染状況の監視測定及び調査研究</li> <li>○大気発生源の監視指導及び影響調査並びに調査研究</li> <li>○アスベスト、酸性雨、有害大気汚染物質等の測定及び調査研究</li> <li>○騒音・振動の測定及び防止に係る技術指導並びに調査研究</li> <li>○環境放射能に係る監視測定及び調査研究</li> <li>○公共用水域（河川・海域）及び地下水に係る水質の監視測定並びに調査研究</li> <li>○水質発生源の監視指導及び影響調査並びに調査研究</li> <li>○廃棄物及び処理施設に係る測定並びに調査研究</li> <li>○化学物質に係る監視測定及び調査研究</li> </ul>

(2) その他の環境保全関連部局

部局名	課(室)名等	主 な 環 境 保 全 関 連 業 務
危機管理部	安全衛生課	○徳島県水道水質管理計画の推進
保健福祉部	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境保全・公害対策一般</li> <li>○防止対策の推進</li> <li>○廃棄物処理の推進</li> <li>○浄化槽事業の推進</li> <li>○水質汚濁防止法に関すること</li> </ul>
商工労働部	企業支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の指導</li> <li>○工場立地法に基づく工場緑化の推進</li> <li>○地域環境との調和、地域社会の貢献等に特に配慮した工場建設に対する助成</li> </ul>
	新産業戦略課	○環境関連産業の創出
	工業技術センター	○工業分野における研究開発等
農林水産部	畜産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進</li> <li>○畜産環境施設整備の推進</li> </ul>
	水産課	○漁場環境保全の推進
	農林水産総合技術支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産分野における研究開発等</li> <li>○環境にやさしい農業の推進</li> <li>○肥料の需給調整及び検査取締の実施</li> <li>○農用地の土壌汚染防止</li> <li>○持続性の高い農業生産方式の導入</li> <li>○農薬安全使用対策の推進</li> </ul>
	農村振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中山間地域総合整備事業の推進</li> <li>○徳島県田園環境検討委員会の運営</li> </ul>
	農業基盤課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境との調和に配慮した農業農村整備の推進</li> <li>○農業振興地域の整備に関する法律による優良な農用地の確保</li> <li>○農地法による農地転用の制限</li> </ul>
	林業戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林及び林業に関する総合的な企画及び調整</li> <li>○森林計画の推進</li> <li>○県民参加の森づくり</li> </ul>
	次世代プロジェクト推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林整備の推進</li> <li>○森林保護の推進</li> </ul>
	森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林整備の推進</li> <li>○森林の保全</li> </ul>
県土整備部	建設管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境に配慮した公共工事の推進</li> <li>○建設副産物の循環利用の促進</li> </ul>
	用地対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画の管理及び策定</li> <li>○大規模な土地開発行為に対する指導</li> </ul>
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市公園の計画的整備の推進</li> <li>○緑化推進事業</li> <li>○風致地区の指定</li> <li>○屋外広告物の規制等の実施</li> </ul>
	営繕課	○公共建築物における低環境負荷技術の採用の推進
	河川振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多自然川づくりの推進</li> <li>○河川における水環境の改善</li> <li>○ダム下流の水質保全</li> </ul>
	砂防防災課	○ダム貯水池の水質保全

部局名	課(室)名等	主な環境保全関連業務
県土整備部	水・環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活排水対策等の総合的な企画及び調整</li> <li>○下水道事業に関すること</li> <li>○旧吉野川流域下水道事業の推進</li> <li>○農業集落排水対策の推進</li> <li>○漁業集落排水対策の推進</li> <li>○浄化槽法に関すること</li> </ul>
	道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低騒音舗装などによる騒音対策の推進</li> <li>○自転車歩行者道等の整備による自動車排気ガスの抑制</li> <li>○透水性舗装による地下水の涵養</li> <li>○放射環状道路の整備による渋滞対策の推進</li> <li>○電線類地中化などによる快適な都市景観の整備</li> </ul>
	運輸政策課	○港湾及び海岸の環境保全
	交通戦略課	○公共交通機関の利用促進
企業局	電力課	○自然エネルギーの活用や啓発の推進
教育委員会	学校政策課	○学校における環境教育の推進
	教育文化政策課	○文化財保護の推進
南部総合市民局	保健福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境保全、地域環境対策</li> <li>○大気、水質、騒音、振動及び悪臭の監視、測定、検査</li> <li>○廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策</li> <li>○浄化槽維持管理の指導、フロン類の回収、自動車リサイクル、建設リサイクル</li> <li>○自然保護、自然公園の整備、鳥獣保護等</li> </ul>
西部総合市民局	保健福祉環境部	

## 2 県の最近の動向

- ・平成21年4月、「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」を創設しました。
- ・平成21年11月1日、「ISO14001」から効果的かつ効率的なシステムである本県独自の「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」に移行し、運用を開始しました。
- ・平成22年3月23日、第4次「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定しました。
- ・平成22年4月1日、世界に誇れる「環境首都とくしま」の実現を目指し、地球温暖化対策をはじめとした各種施策や環境活動を一元的にバックアップするとともに、環境学習・教育を総合的にサポートするための産学民官協働による本格的な活動拠点として「環境首都とくしま創造センター（エコみらいとくしま）」が設置されました。
- ・平成22年8月、第6期「徳島県分別収集促進計画」を策定しました。
- ・平成22年12月28日、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）の改正に伴い、優良な農地である農用地区域内農地の着実な確保を目指して変更した「徳島県農業振興地域整備基本方針」を公表しました。
- ・平成23年3月、「第三期徳島県廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・平成23年8月、「徳島県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。
- ・平成24年2月、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（第7次）を策定し、併せて、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を改正しました。
- ・平成24年3月、「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を策定しました。
- ・平成25年12月、「第2次徳島県環境基本計画」を策定しました。

### 3 審議会等委員名簿

#### (1) 徳島県環境審議会委員（平成25年8月現在）

(1号委員：環境の保全に関し学識経験のある者)

氏名	職名	環境政策	生活環境	自然環境	鳥獣	温泉	備考
青葉 暢子	鳴門教育大学准教授	○					
石田 啓祐	徳島大学大学院教授			○		●	
石田 方子	一般社団法人徳島県薬剤師会常務理事		○				
和泉 隆啓	阿波麻植森林組合組合長			○	○		
百々 健一	一般社団法人徳島県建設業協会常任理事		○				
大塚 明廣	社団法人徳島県医師会副会長	○	○				
鎌田 磨人	徳島大学大学院教授			○	●		
喜多 三佳	四国大学教授	○				○	
近藤 光男	徳島大学大学院教授	●	○				会長
近藤 真紀	四国大学教授		○				
佐藤 征弥	徳島大学准教授			○	○		
塩本 泰久	公益社団法人徳島県獣医師会会長	○			○		
谷口 順一	とくしま環境県民会議	○	○				
田淵 桂子	元社団法人日本建築士会連合会女性委員	○		○			
近森 憲助	鳴門教育大学副学長	○		○			
津川 なち子	特定非営利活動法人徳島環境カウンセラー協議会理事	○					
東條 昭二	社団法人徳島県産業廃棄物処理協会会長		○				
唐渡 義伯	徳島県農業青年クラブ連絡協議会顧問	○		○			
中 央子	徳島県消費者団体連絡会事務局長	○					
長尾 文明	徳島大学教授	○					
中野 晋	徳島大学大学院教授	○		●	○		副会長
中村 英雄	特定非営利活動法人新町川を守る会理事長		○				
沼子 千弥	千葉大学大学院准教授			○		○	
橋本 延子	徳島県林業研究グループ連絡協議会女性部会副会長			○	○		
濱口 靖徳	一般社団法人徳島県猟友会会長				○		
林 容子	JA徳島女性組織協議会会長		○		○		
七條 和恵	徳島市内町小学校校長		○	○			
藤田 晶子	連合徳島執行委員	○					
古本奈奈代	徳島文理大学教授	○	○				
真坂 美江子	公募委員	○					
水口 裕之	徳島大学名誉教授		○				
三谷 直子	公募委員			○			
宮繁 敏美	徳島県漁協女性部連合会副会長		○		○		
村上 里香	徳島県商工会議所女性会連合会会長		○	○			
本仲 純子	前徳島大学大学院教授	○	●			○	副会長
山内 あい子	徳島大学大学院教授					○	
米田 豊彦	一般社団法人徳島新聞社理事総務局長			○			
綿谷 春代	日本野鳥の会徳島県支部役員			○	○		

※委員の職名については、原則として任命時のものを記載しています。

(2号委員：市町村長又はその指名する職員)

氏名	職名	環境政策	生活環境	自然環境	鳥獣	温泉	備考
西岡 幸美	つるぎ町環境課課長補佐	○	○	○	○	○	
榊藤 敏子	徳島市環境保全課係長	○	○	○	○	○	
人数	40人	19人	17人	17人	12人	7人	

●印：部会長

## (2) 徳島県環境影響評価審査会委員 (平成25年4月1日)

(50音順)

氏名	職名
大田 直友	阿南工業高等専門学校建設システム工学科准教授
岡崎 貴世	四国大学生生活科学部教授
笠原 民子	静岡県立大学経営情報学部専任講師
川上 周司	阿南工業高等専門学校建設システム工学科助教
河口 洋一	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部准教授
木下 覺	徳島県植物研究会会長
坂本 真理子	NPO法人郷の元気副代表理事
佐田久 幸子	社団法人徳島県建築士会常任理事
真田 純子	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部助教
佐渡 君江	元四国大学生生活科学部教授
田村 隆雄	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部准教授
田村 千鶴	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部助教
長尾 文明	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
永本 能子	田中法律事務所弁護士
野村 美加	香川大学農学部准教授
バルネケ マミ	社団法人徳島県獣医師会理事
水口 裕之	徳島大学名誉教授
藪谷 智規	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部准教授
山城 考	徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部准教授
吉積 幸二	財団法人徳島県環境整備公社事務局参与

## 4 市町村の環境対策担当課一覧

市町村名	区分	担当課(室)	電話番号	市町村名	区分	担当課(室)	電話番号
徳島市		環境保全課	088-621-5213	神山町		住民課	088-676-1113
鳴門市		環境政策課	088-683-7571	那賀町		環境課	0884-62-1121
小松島市		市民生活課	0885-32-2147	牟岐町		住民福祉課	0884-72-3414
阿南市		環境保全課	0884-22-3413	美波町		住民生活課	0884-77-3613
吉野川市		環境企画課	0883-22-2230	海陽町		住民人権環境課	0884-73-4162
阿波市		環境衛生課	0883-35-7803	松茂町		産業環境課	088-699-8714
美馬市		環境衛生課	0883-52-8020	北島町		生活産業課	088-698-9806
三好市		環境課	0883-72-3436	藍住町		生活環境課	088-637-3116
勝浦町		住民課	0885-42-1501	板野町		環境生活課	088-672-5987
上勝町		企画環境課	0885-46-0111	上板町		環境保全課	088-694-6813
佐那河内村		産業環境課	088-679-2115	つるぎ町		環境課	0883-62-3111
石井町		福祉生活課	088-674-1116	東みよし町		環境課	0883-79-5340

## 2 大気関係資料

### 1 大気の汚染に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第25号、昭和48年環境庁告示第35号改正、昭和53年環境庁告示第38号改正、昭和56年環境庁告示第47号改正、平成8年環境庁告示第73号改正、平成8年環境庁告示第74号改正、平成9年環境庁告示第4号、平成13年環境省告示第30号改正、平成21年環境省告示第33号)

項目	基準値	備考
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 $\mu$ m以下のものをいう。また、2.5 $\mu$ m以下のものを微小粒子状物質という。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であること。	

#### 評価方法

(1) 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素

① 短期的評価（二酸化窒素を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

② 長期的評価

ア 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化いおう及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

(2) 微小粒子状物質

長期基準と短期基準の両方について、長期的評価を行う。

① 長期基準に関する評価

測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較して評価を行う。

② 短期基準に関する評価

測定結果の1日平均値の年間98パーセントイル値を短期基準（1日平均値）と比較して評価を行う。

### 2 硫酸化物に係るK値改定の経過（条例）

地域	改定年月日	
	S47.3.24	S50.3.25
徳島市(川内町、応神町に限る) 阿南市(※) 北島町	15.8	8.76
徳島市(上記2町を除く) 鳴門市、小松島市 阿南市(上記2町及び羽ノ浦町を除く)	22.2	17.5
その他の地域	—	

(注) ※は、「富岡町、学原町、日開野町、七見町、領家町、住吉町、原崎崎町、西路見町、出来町、豊益町、福村町、畷町、黒津地町、向原町、辰巳町、才見町、中林町、見能林町、大瀧町、津乃峰町、橘町及び那賀川町に限る。」

### 3 塩素・塩化水素の上乗せ排出基準

有害物質の種類	適用施設	法の排出基準	条例による上乗せ排出基準	上乗せ排出基準適用地域
塩素	大気汚染防止法施行令別表第1の16の頃から19の頃までに掲げる施設	30mg/Nm <sup>3</sup>	20mg/Nm <sup>3</sup>	徳島市(川内町、応神町に限る)松茂町、北島町
塩化水素		80mg/Nm <sup>3</sup>	50mg/Nm <sup>3</sup>	

### 4 クロム及びその化合物の規制基準

有害物質の種類	規制基準
クロム及びその化合物	排出口における排出ガス1Nm <sup>3</sup> につきクロムとして0.3mg
六価クロム化合物	敷地の境界線の地表における大気1m <sup>3</sup> につき三酸化クロムとして0.0010mg

### 5 「今後の自動車排ガス低減対策のあり方について」（中央公害対策審議会答申）

近年の自動車排出ガス低減対策は、平成元年12月の中央公害対策審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」で示された目標に沿って推進されてきました。同答申に基づき、

- ・自動車排出ガスについて、ディーゼル自動車等から排出される窒素酸化物（NOx）、粒子状物質（PM）等を短期及び長期の2段階の目標に沿って大幅に削減
- ・自動車燃料品質について、軽油中の硫黄分を短期及び長期の2段階に分けて10分の1レベル（0.5質量%→0.2質量%→0.05質量%）にまで低減

等の諸施策が平成11年度までにすべて実施されました。

元年答申で示された目標について完全実施のめどが立ったことから、平成8年5月、環境庁長官により中央環境審議会に対して「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」が諮問され、中央環境審議会大気部会及び同部会に新たに設置された自動車排出ガス専門委員会において検討が開始されました。

●平成8年10月18日には、中間答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・二輪車について排出ガス規制の導入及びHC等の排出削減
- ・ガソリン・LPG自動車についてHC等の排出削減
- ・自動車燃料品質についてガソリンの低ベンゼン化（5体積%→1体積%）

の諸施策が、排出ガス規制については平成10年又は11年に、燃料品質規制については平成12年1月に実施されました。

●平成9年11月21日には、第二次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・ガソリン・LPG自動車について、平成12年から14年にかけてNOxとHCの排出量削減に重点を置き対策を強化し、さらに平成17年頃を目途に新短期目標の2分の1以下を目標に技術開発を進めること
- ・ガソリン自動車の燃料蒸気ガス試験法を改定し、前項と同時に燃料蒸気ガス低減対策を強化すること
- ・ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制を平成16年から導入すること

が予定・実施されており、ガソリン新短期目標及びガソリン自動車の燃料蒸気ガスについては平成10年9月に大気汚染防止法に基づく告示「自動車排出ガスの量の許容限度」の改正等所要の措置が講じられました。

●平成10年12月14日には、第三次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・ディーゼル自動車について、平成14年から16年にかけてNOx及びPM削減に重点を置き対策を強化し、さらに平成19年頃を目途に新短期目標の2分の1程度を目標に技術開発を進めること

が予定され、ディーゼル新短期目標については平成12年9月に許容限度の改正等所要の措置が講じられました。

●平成12年11月1日には、第四次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・第三次答申で平成19年頃を目途とされたディーゼル新長期目標を2年前倒しし、平成17年までに達成すること
- ・軽油中の硫黄分の許容限度設定目標値を平成16年末までに現行の10分の1に低減すること
- ・ディーゼル特殊自動車の低減目標を1年前倒しし平成15年までに達成すること

が予定・実施されており、平成13年8月には、ディーゼル特殊自動車について排出ガス規制を導入することとし、許容限度等の改正等所要の措置が講じられました。

●平成14年4月16日には、第五次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・ディーゼル自動車について、平成17年度までにNOx等を低減しつつ、PMに重点をおいた対策を行う。特に、重量車（車両総重量3.5t超）は、PMをより大幅に低減すること
- ・ガソリン自動車について、排出ガス低減対策と二酸化炭素低減対策の両立に配慮しつつ、NOx等を低減す

ることとし、乗用車等は平成17年度末までに、軽乗用車は平成19年末までに達成することが予定され、平成15年3月及び平成18年11月に許容限度の改正等所要の措置が講じられました。

- 平成15年6月30日には、第六次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、
  - ・二輪車の排出ガス低減対策として、平成18年から19年にかけて、現行規制に比べ、炭化水素については車種により75%～85%低減、窒素酸化物については50%低減、一酸化炭素については85%低減すること
  - ・ディーゼル特殊自動車については、平成18年から20年にかけて、粒子状物質、窒素酸化物については、定格出力範囲ごとに、現行規制に比べ約2～5割低減すること
  - ・平成19年度末までに新たにガソリン・LPG特殊自動車を規制対象に追加すること

が予定され、平成17年5月に特定特殊自動車について排出ガス規制が導入、平成18年3月には許容限度が設定されました。

- 平成15年7月31日には、第七次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、
  - ・ディーゼル自動車の排出ガス低減対策として、軽油中の硫黄分の許容限度を平成19年から10ppmとする（現状50ppm）
  - ・ガソリン及び軽油の品質に係る品質項目の追加と許容限度の見直しを図ること等が予定・実施され、平成18年11月に軽油中の硫黄分の許容限度が改正されました。

- 平成17年4月8日には、次の内容の第八次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、
  - ・PMの大幅な低減（未規制時に比べ99%削減）を図り、「PMフリー化」を目指すこと
  - ・NOxの大幅な低減（未規制時に比べ96%削減。大型トラックでは、ガソリンとディーゼルは同じ規制値。）を図ること

が予定され、平成19年12月にディーゼル自動車の窒素酸化物及び粒子状物質や、ガソリン自動車の粒子状物質の許容限度が改正されました。さらに、平成20年3月25日には、同答申に基づき、新車のトラック・バス及び乗用車から排出されるNOx及びPMの更なる低減を図るため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）等が一部改正され、“ポスト新長期規制”として平成21年10月から順次規制が適用されています。

- 平成20年1月29日には、次の内容の第九次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、
  - ・ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策として、後処理装置の装着を前提としたPM、NOxの規制強化を実施（現行規制に比べ約9割削減）
  - ・黒煙規制の見直し（オパシメーターによる測定への変更、4モード黒煙試験の廃止）

が予定され、平成22年3月18日に「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」等の一部が改正されました。

- 平成22年7月28日には、第十次答申がとりまとめられ、
  - ・ディーゼル重量車の排出ガス低減対策として、窒素酸化物（NOx）に係る新たな許容限度目標値を0.4g/kWhとする。
  - ・E10対応ガソリン車の排出ガス低減対策及びE10の燃料規格として、①E10対応ガソリン車は、含酸素率0～3.7質量%の範囲でどの燃料が使用されても現行ガソリン車の排出ガス規制に適合させる。また、燃料配管をエタノールが浸透しにくいものとする等により、現行ガソリン車の燃料蒸発ガス規制に適合させる。②E10の含酸素率上限は、エタノール10体積%から換算した3.7質量%とする。

こと等の答申がなされ、今後、環境省において、本答申を踏まえ規制強化のための所要の手續が行われる予定です。

## 6 自動車排出ガス規制に係る規制値

種別	現行規制				次期規制				備考		
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値			
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15M+11M (g/km)・JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年・(平成21年)※4	1.92 (1.15)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC				
			NOx		0.08 (0.05)		NOx				
			PM※4		0.007 (0.005)		PM				
	軽自動車	10・15M+11M (g/km)・JC08モード (g/km)※3	CO	平成19年・(平成21年)※4	6.67 (4.02)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC				
			NOx		0.08 (0.05)		NOx				
			PM※4		0.007 (0.005)		PM				
	トラック・バス	軽量車 (gvw≤1.7t)	10・15M+11M (g/km)・JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年・(平成21年)※4	1.92 (1.15)		CO			次期規制については未定
				NMHC		0.08 (0.05)		NMHC			
				NOx		0.08 (0.05)		NOx			
				PM※4		0.007 (0.005)		PM			
中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)		10・15M+11M (g/km)・JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年・(平成21年)※4	4.08 (2.55)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC				
			NOx		0.10 (0.07)		NOx				
			PM※4		0.009 (0.005)		PM				
重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年・(平成21年)※4	21.3 (16.0)		CO			次期規制については未定		
		NMHC		0.31 (0.23)		NMHC					
		NOx		0.9 (0.7)		NOx					
		PM※4		0.013 (0.010)		PM					
ディーゼル車	乗用車	JC08モード (g/km)※3	CO	平成21年	0.84 (0.63)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC				
			NOx		0.11 (0.08)		NOx				
			PM		0.007 (0.005)		PM				
	軽量車 (gvw≤1.7t)	10・15M+11M (g/km)・JC08モード (g/km)※3	CO	平成22年	0.84 (0.63)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC				
			NOx		0.11 (0.08)		NOx				
			PM		0.007 (0.005)		PM				
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	10・15M+11M (g/km)・JC08モード (g/km)※3	CO	平成22年	0.84 (0.63)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC				
			NOx		0.20 (0.15)		NOx				
			PM		0.009 (0.007)		PM				
重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 平成22年 ※5	2.95 (2.22)	WHTC (g/kWh) ※6	CO	平成28年 平成29年 平成30年	(2.22)	・平成28年規制はGVW7.5t超 ・平成29年規制はトラクター ・平成30年規制はGVW7.5t以下		
		NMHC		0.23 (0.17)		NMHC		(0.17)			
		NOx		0.9 (0.7)		NOx		(0.4)			
		PM		0.013 (0.010)		PM		(0.010)			

※1 CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

※2 規制値 1.92 (1.15) とは、1台あたり上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す。

※3 GVW(車両総重量)3500kg以下のものについては、平成17年(2005年)からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年(2008年)からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年(2011年)からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

※4 ガソリン・LPG車のPM規制は、吸蔵型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。(平成21年規制～)

※5 平成21年規制はGVW12t超の車両に対し、平成22年規制はGVW12t以下の車両に対し適用。

※6 WHTCモードを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

資料編

種 別	現 行 規 制				次 期 規 制				備 考
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
二輪車	第一種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO		次期規制については検討中
			HC		(0.50)		NMHC		
			NOx		(0.15)		NOx		
	第二種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	(2.0)		CO		次期規制については検討中
			HC		(0.50)		NMHC		
			NOx		(0.15)		NOx		
	軽二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO		次期規制については検討中
			HC		(0.30)		NMHC		
			NOx		(0.15)		NOx		
	小型二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	2.7 (2.0)		CO		次期規制については検討中
			HC		0.40 (0.30)		NMHC		
			NOx		0.20 (0.15)		NOx		
ディーゼル特殊自動車	定格出力 19kW以上37kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)		CO		次期規制については未定
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC		
			NOx		5.3 (4.0)		NOx		
			PM		0.04 (0.03)		PM		
	定格出力 37kW以上56kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)		CO		次期規制については未定
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC		
			NOx		5.3 (4.0)		NOx		
			PM		0.033 (0.025)		PM		
	定格出力 56kW以上75kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		(0.4)
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)
	定格出力 75kW以上130kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		(0.4)
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)
	定格出力 130kW以上560kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成23年	4.6 (3.5)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成26年	(3.5)
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)
			NOx		2.7 (2.0)		NOx		(0.4)
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)
ガソリン・LPG特殊自動車 定格出力 19kW以上560kW 未滿のもの	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6 (20.0)		CO		次期規制については未定	
		NMHC		0.80 (0.6)		NMHC			
		NOx		0.80 (0.6)		NOx			

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 2.7 (2.0) とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値 2.0 を示す。

※3 8モード及びNRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値と8モード及びNRTCモードを暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

## 7 オキシダントに係る発令基準及び措置内容

緊急時報の区分	発令基準	措置内容	
		ばい煙排出者	自動車使用者等
予報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.10ppm以上となり、かつ気象条件からみて注意報の発令基準程度に大気汚染が進行するおそれがあると予想される時。	1 発令区域内の主要ばい煙排出者(注1)に対し、予報発令時点における窒素酸化物排出総量の20%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるよう協力要請する。 2 発令区域外に位置する主要ばい煙排出者に対しては、必要に応じ、1と同様の削減措置をとるよう協力要請する。 3 日没、降雨などの気象条件により主要ばい煙排出者による汚染が進行するおそれがないと認められるときは、緊急時報の解除を待たずに協力要請について解除できるものとする。	—
注意報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.12ppm以上となり、かつ気象条件からみて大気汚染の状態が継続すると認められる時。	1 発令区域内の主要ばい煙排出者に対し、予報段階の措置と同様の措置をとるべきこと又は継続するべきことを勧告する。 2 発令区域外に位置する主要ばい煙排出者に対しては、必要に応じ、1と同様の削減措置をとることを勧告する。	自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力要請する。
警報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.24ppm以上となり、かつ気象条件からみて大気汚染の状態が継続すると認められる時。	発令区域内及びその周辺に位置するばい煙排出者(注2)に対し、予報発令時点(ただし、主要ばい煙排出者以外のばい煙排出者は警報発令時点)における窒素酸化物排出総量の30%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを勧告する。	注意報段階と同様の措置とする。
重大警報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.40ppm以上となり、かつ気象条件からみて大気汚染の状態が継続すると認められる時。	大気汚染状態等がばい煙に起因する場合にあっては、発令区域内及びその周辺に位置するばい煙排出者に対し、予報発令時点(ただし、主要ばい煙排出者以外のばい煙排出者は警報発令時点)における窒素酸化物排出総量の40%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを命令する。	大気汚染状態等が、自動車排出ガスに起因する場合にあっては、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

(注) 1. 主要ばい煙排出者とは8(下記)の工場・事業場です。

2. ばい煙排出者とは排出ガス量の最大値の合計が1万Nm<sup>3</sup>/h以上の工場・事業場です。

## 8 主要ばい煙排出者(平成25年4月1日現在)

市 町	工場・事業場名
徳 島 市	大塚化学(株)徳島工場、東亜合成(株)徳島工場(※)、新日本理化(株)徳島工場
鳴 門 市	鳴門塩業(株)製塩工場
阿 南 市	王子製紙(株)富岡工場、四国電力(株)阿南発電所、日本電工(株)徳島工場、四国電力(株)橘湾発電所、電源開発(株)橘湾火力発電所
藍 住 町	(株)ジェイテクト徳島工場

(※ H24.11月まで)

### 3 水質関係資料

#### 1 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号、昭和49年環境庁告示第63号改正、昭和50年環境庁告示第3号改正、昭和57年環境庁告示第41号改正、昭和57年環境庁告示第140号改正、昭和60年環境庁告示第29号改正、昭和61年環境庁告示第1号改正、平成3年環境庁告示第78号改正、平成5年環境庁告示第16号改正、平成5年環境庁告示第65号改正、平成7年環境庁告示第17号改正、平成10年環境庁告示第15号改正、平成11年環境庁告示第14号改正、平成12年環境庁告示第22号改正、平成15年環境省告示第123号改正、平成20年環境省告示第40号改正、平成21年環境省告示第78号改正、平成23年環境省告示第94号改正、平成24年環境省告示第127号改正、平成25年環境省告示第30号改正)

##### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目名	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びぼう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
ヒ素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ぼう素	1mg/L以下	
1, 4-ジオキサ	0.05mg/L以下	

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川

a 河川（湖沼を除く）

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	-	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。							
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。							

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物 の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下

生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備 考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。				

b 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上ある人工湖）  
(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級、水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	-	
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全  
2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
    // 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3. 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
    // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
    // 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
    // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	水域類型ごとに 指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
備 考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 // 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 // 3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 海域

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	検出されないこと	水域類型ごとに 指定する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-	

備考  
水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	水域類型ごとに 指定する水域
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	

備考  
1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 // 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 // 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

## 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号、平成10年環境庁告示第23号改正、平成11年環境庁告示第16号改正、平成20年環境省告示第41号改正、平成21年環境省告示第79号改正、平成23年環境省告示第95号改正)

項 目	基 準 値	備 考
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全 シ ア ン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L以下	2 「検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
ヒ 素	0.01mg/L以下	
総 水 銀	0.0005mg/L以下	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下	
シ マ ジ ン	0.003mg/L以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L以下	
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L以下	
セ レ ン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふ つ 素	0.8mg/L以下	
ほ う 素	1mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	

### 3 上乗せ排水基準設定状況

施行年月日	水 域 名	対 象 業 種
S47. 4. 1	吉野川及び新町川並びにこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S47. 11. 1	小松島港及びこれに流入する公共用水域	全業種(新設、既設)
S48. 4. 1	那賀川水系派川那賀川及びこれに接続する公共用水域	パルプまたは紙製造業
S48. 12. 1	那賀川(桑野川、岡川を含む)及び勝浦川並びにこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S49. 11. 1	橘湾及び椿泊湾並びにこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
	瀬戸内海水域	全業種(新設、既設)
S50. 11. 1	県南沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	旅館業、試験研究機関
S51. 4. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	畜産農業、畜産サービス業
S51. 11. 1	県北沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S53. 4. 1	紀伊水道海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S59. 4. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	冷凍調理食品製造業、たばこ製造業、木材・木製品製造業、新聞業、出版業、印刷業、製版業、ゴム製品製造業、空き瓶卸売業、浄水施設、病院、中央卸売市場、地方卸売市場、自動車分解整備業、廃棄物処理施設
H元. 10. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業、飲食店
H 5. 6. 1	瀬戸内海水域	みなし指定地域特定施設のみを設置する工場又は事業場

### 4 土壌・地盤関係資料

#### 1 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号、平成5年環境庁告示第19号改正、平成6年環境庁告示第5号改正、平成6年環境庁告示第25号改正、平成7年環境庁告示第19号改正、平成10年環境庁告示第21号改正、平成13年環境省告示第16号改正、平成20年環境省告示第46号改正、平成22年環境省告示第37号改正)

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき0.4mg以下であること。	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐	検液中に検出されないこと。	2 カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	3 「検液中に検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
ヒ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	5 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	6 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	7 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	8 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	9 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	10 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	11 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	12 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	13 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	14 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## 2 区域の指定に係る基準

特定有害物質の種類	土 壌 溶 出 量 基 準	土 壌 含 有 量 基 準	
第一種	四 塩 化 炭 素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
	1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
	1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
	1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	
ベ ン ゼ ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること。 土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。 土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。	
第二種	カドミウム及びその化合物		検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。
	六 価 ク ロ ム 化 合 物		検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
	シ ア ン 化 合 物		検液中にシアンが検出されないこと。
	水 銀 及 び そ の 化 合 物		検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
	セレン及びその化合物		検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
	鉛 及 び そ の 化 合 物		検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
	砒 素 及 び そ の 化 合 物		検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
	ふっ素及びその化合物		検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。		
第三種	シ マ ジ ン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
	チ オ ベ ン カ ル プ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
	チ ウ ラ ム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
	P C B	検液中に検出されないこと。	
	有 機 磷 化 合 物	検液中に検出されないこと。	

## 5 有害化学物質関係資料

### 1 ダイオキシン類に係る環境基準 (平成11年環境庁告示第68号、平成14年環境省告示第46号改正)

媒体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年平均値)
水 質	1pg-TEQ/L以下 (年平均値)
底 質	150pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下

(注)底質の環境基準については、平成14年9月1日から適用

## 6 騒音・振動・悪臭関係資料

### 1 騒音に係る環境基準

#### ア 環境基準

(平成10年環境庁告示第64号、平成12年環境庁告示第20号改正)

地域の類型	基 準 値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として右表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）
- ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
[備考]個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

(参考) (平成24年徳島県告示第217号,平成24年徳島市告示55号,平成24年鳴門市告示第23号,平成24年小松島市告示第14号,平成24年阿南市告示第18号,平成24年吉野川市告示第24号,平成24年三好市第72号)

地域の類型	指定地域	
A	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、三好市、石井町、美波町、松茂町、北島町	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住居集合地域（丈六団地、東急しらさぎ台、市営応神団地等、市営不動団地等、富吉団地等（以上徳島市）、市営矢倉団地、リュウネの森等（以上鳴門市）、あすみが丘団地（阿南市）、北島グリーンタウン（北島町））
B	同上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	同上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 都市計画法の用途地域及び団地造成地のうち、A類型には専ら住居の用に供される地域、B類型には主として住居の供される地域、C類型には相当数の住居と併せて商業・工業用に供される地域をあてはめています。

## イ 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第154号、平成5年環境庁告示第91号改正、平成12年環境庁告示第78号改正)

地域の類型	基準値 (単位WECPNL)
I	70以下
II	75以下

- (注) 1. Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
2. 各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。
3. 平成19年環境省告示第114号改正により、平成25年4月1日以降は、評価指標をWECPNLから時間帯補正等価騒音レベル(Lden)に変更し、基準値は地域の類型I:57デシベル以下、地域の類型II:62デシベル以下となる。

## 7 環境教育・環境学習関係資料

### 1 環境アドバイザー一覧（平成25年度）

分野	氏名	主なテーマ	所属等
経済・暮らしと環境	津川 なち子	消費生活と環境（グリーン購入・ごみ）	環境カウンセラー 省エネアドバイザー
	中 央子	消費生活と環境（環境家計簿・省エネ）	消費生活専門相談員 徳島県消費生活有識者会議事務局長
	丸山 泰弘	ごみの減量とリサイクル	環境カウンセラー マルワ環境株式会社代表取締役
	亀井 俊明	地球カーボンについて	非営利株式会社環境創造代表取締役
環境学習	井口 利枝子	自然観察方法、野生動物からみた環境保全	とくしま自然観察の会世話人
	渡辺 雅子	海辺の生態系保全	沖洲海浜楽しむ会・日本自然保護協会 自然体験活動推進協議会
	川村 俊子	井戸端会議方式により、知り、考え、行動する環境活動。循環型社会と環境活動	未来の子どもを守るかい、優元快舎とこちゃんKU。 容器包装廃棄物排出抑制推進員 （3R推進マイスター）
	佐藤 久夫	森林と環境	徳島県森の案内人ネットワーク
	藤本 勇二	体験型環境学習	環境カウンセラー 武庫川女子大学専任講師
	山引 満男	ネイチャーゲーム	日本シェアリングネイチャー協会理事 徳島県シェアリングネイチャー協会理事長
	野本 ふくみ	ネイチャーゲーム	日本シェアリングネイチャー協会インストラクター 徳島県シェアリングネイチャー協会理事
地域環境活動	大南 信也	アドプトプログラムの実践・組織	NPO 法人グリーンバレー理事長 アドプト・ア・ハイウェイ神山会議代表
	新開 善二	身近に始める環境活動、遍路道の美化・不法投棄防止実践講座、体操・かるた・紙芝居を使つての環境出前講座	NPO 法人徳島共生塾一步会理事長 省エネルギー普及指導員
	杉浦 良	リサイクル活動（人も物も活かされる街造り）	NPO 法人太陽と緑の会代表理事
	米田 博	地域環境と新しい学校支援と環境学習 知の循環型社会と環境活動	正法寺川を考える会会長 徳島県生涯学習インストラクターの会会長
	中村 英雄	河川の清掃・修景	NPO 法人新町川を守る会理事長
	森本 初代	ごみ問題、身近な地球温暖化問題	まねき NECO の会代表
	藤井 園苗	ごみと地域での解決法	NPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミー
自然環境	鎌田 磨人	植物生態学、景観生態学	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス 研究部教授
	三宅 武	野鳥と生態系	日本野鳥の会徳島県支部普及編集部長
	大田 直友	海の生態系・生物多様性、希少種、自然環境全般	阿南工業高等専門学校准教授
	木下 覺	植物の分布・分類、徳島のフロラ 希少植物、外来植物、水草	徳島県植物研究会会長
	吉田 一夫	トンボ類・水辺ビオトープ	市場町にトンボの里を作る会
	樫本 幸実	ビオトープや緑地の保全・整備・管理 都市及び農村の景観・環境の保全	ビオトープ管理士 環境カウンセラー
	飯山 直樹	ビオトープの設計・管理 生態系・植生、農村環境、緑化活動	ビオトープ管理士、樹木医

分野	氏名	主なテーマ	所属等
生活・地球環境（地球・大気・水環境・化学物質・廃棄物・リサイクルなど）	池田 早苗	水環境、水質分析、おいしい水（名水）	徳島大学名誉教授
	上月 康則	水環境、水生生物、生態系	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
	近藤 光男	地球温暖化対策、交通と環境、都市環境政策	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
	大西 徳生	自然エネルギーと環境	徳島大学名誉教授 放送大学徳島学習センター所長
	田代 優秋	水環境、農村環境、用水路の魚	徳島県立佐那河内村いきのもふれあいの里センター長、徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部特別研究員
	宮下 晃一	自動車交通と環境	鳴門教育大学教授
	村田 勝夫	水の浄化、大気環境、水環境放射線と環境	鳴門教育大学名誉教授
	佐野 稔	中小企業における環境対応	環境カウンセラー 環境経営サポート事務所
	奥嶋 政嗣	交通と地球環境	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部准教授
	加藤 研二	地球温暖化対策、交通と地球環境	阿南工業高等専門学校准教授
	佐々木 千鶴	木質系・農業系バイオマス、微生物変換	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部助教
	田村 隆雄	森林の水環境、緑のカーテン	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部准教授
	牛川 務	水質汚濁、大気汚染、地球温暖化、生物多様性	技術士（環境部門） 公害防止管理者（大気1種、水質1種）
	大垣 光治	地球温暖化対策、国際環境協力	環境カウンセラー
	新納 裕	地球温暖化対策、エネルギー対策 公害・化学物質	環境カウンセラー

## 2 ビオトープアドバイザー一覧（平成25年度）

	分野	氏名	所属団体
1	生態系	鎌田 磨人	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
2	魚類、河川生態	佐藤 陽一	徳島県立博物館自然課長（脊椎動物担当）
3	植物分類、徳島県のフロラ	木下 覺	徳島県植物研究会会長、日本生物教育学会徳島県支部副支部長
4	鳥類	三宅 武	日本野鳥の会徳島県支部長
5	汽水・海産底生生物、海洋生態学	大田 直友	阿南工業高等専門学校建設システム工学科准教授
6	爬虫類・両生類・ほ乳類	市原 眞一	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里ネイチャーセンター監督員
7	淡水魚類地域資源管理学	田代 優秋	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里ネイチャーセンターセンター長
8	陸生貝類	松田 春菜	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里ネイチャーセンター専門研究員
9	トンボ類・水辺ビオトープ	吉田 一夫	市場町にトンボの里を作る会会長
10	まち・むらづくりと景観や環境の保全及びビオトープの保全・整備・管理	檜本 幸実	ビオトープ管理士
11	ビオトープ設計・管理	飯山 直樹	ビオトープ管理士
12	植物（フロラ・植生）里山景観の解析	原田 悦子	ビオトープ管理士
13	ビオトープ設計・管理	稲飯 幸代	ビオトープ管理士
14	ビオトープ設計・管理	片山 博之	ビオトープ管理士

## 8 その他資料

### 1 公害防止協定等締結事業場一覧

(平成25年4月1日現在)

県及び市町村	協定の当事者		協定締結年月日	改廃等
	企業名	工場の所在地		
県 阿南市	四国電力(株)	阿南市橋町	S46.12.11	S50.10.27廃止
			S50.10.27	S53.5.30改定 S55.3.31改定 S57.11.30改定 H7.2.8改定
	四国電力(株) 電源開発(株)	〃	H7.2.8	
	日本電工(株)	〃	S46.3.27	S47.12.15廃止
			S47.12.15	S50.12.10廃止
			S50.12.10	H18.6.1廃止
	王子製紙(株) 王子ネピア(株)	阿南市豊益町	S48.10.26	S53.5.30改定 S58.3.31改定 H3.12.27改定 H5.9.20廃止
			H5.9.20	H8.3.21改定 H15.5.20廃止
			H15.5.21	H16.3.9改定 H24.3.27廃止
			H24.3.27	
県 徳島市 北島町	東邦テナックス(株)	板野郡北島町	S49.12.6	H1.5.20改定 H16.8.16廃止
			H16.8.17	
	東亜合成(株)	徳島市川内町	S49.12.6	H3.10.1改定 H9.10.20改定
日清紡ペーパープロダクツ(株)	〃	〃	H14.9.1廃止	
県 徳島市	大塚化学(株) 大塚食品(株)	〃	S49.12.6	H2.4.10改定 H14.8.31廃止
			H14.9.1	
	大塚製薬(株)	〃	S49.12.6	S60.1.31改定 H21.12.15廃止
			H21.12.15	
	大鵬薬品工業(株)	〃	S49.12.6	S62.12.10改定
	四国トーセロ(株)	徳島市応神町	〃	
	新日本理化(株)	徳島市川内町	〃	
四国化成工業(株) (吉成事業所)	徳島市応神町	〃	H10.3.26改定	
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	S53.9.30	H7.5.15廃止	
		H7.5.15		
睦技研(株)	徳島市東沖洲	H8.3.29		
県 北島町	四国化成工業(株) (北島事業所)	板野郡北島町	S49.12.6	
県 鳴門市	(株)大塚製薬工場 大塚化学(株) 大塚食品(株)	鳴門市撫養町	S51.3.16	S53.12.5廃止
			S53.12.5	S61.11.1改定 H14.8.31廃止
			H14.9.1	
鳴門塩業(株) (製塩工場)	〃	S52.3.3	S61.11.1改定	
鳴門塩業(株) (化学工場)	〃	〃	〃	
県 小松島市	日本製紙(株) 日本製紙ケミカル(株) パルテック(株)	小松島市豊浦町	S51.4.17	H2.2.1改定 H5.4.1廃止
			H5.4.1	H9.12.1改定 H16.3.9廃止
			H16.3.10	
県 藍住町	(株)ジェイテクト	板野郡藍住町	S51.7.20	H1.1.24改定

資料編

## 2 鳥獣捕獲数の推移

(単位：羽)

年 度	計	鳥							類									
		カ ワ ウ	ゴ イ サ ギ	キ ジ	ヤ マ ド リ	ウ ズ ラ	コ ジ ユ ケ イ	小 計	オ ナ ガ ガ モ	コ ガ モ	ヨ シ ガ モ	マ ガ モ	カ ル ガ モ	ヒ ド リ ガ モ	ハ シ ビ ロ ガ モ	ホ シ ハ ジ ロ	キン ク ロ シ ロ	ス ズ ガ モ
		60	46,115	—	202	2,356	2,751	349	3,854	7,956	94	2,453	241	2,872	1,535	683	24	10
61	36,076	—	162	1,938	1,601	207	2,470	7,259	54	2,000	126	3,125	1,353	526	41	2	5	10
62	37,677	—	117	2,190	1,336	182	2,217	6,439	61	1,781	152	2,539	1,332	533	14	1	4	10
63	29,302	—	85	2,129	1,073	238	1,908	7,180	76	1,873	89	3,108	1,398	611	29	9	6	1
元	27,819	—	114	2,818	1,499	329	2,016	5,678	32	1,280	87	2,372	1,388	473	25	9	2	5
2	22,091	—	225	1,988	880	86	1,611	6,074	41	1,758	113	2,187	1,391	546	21	2	3	3
3	29,174	—	54	2,182	803	90	1,796	8,074	60	2,037	168	3,116	1,649	963	51	10	8	7
4	27,586	—	51	2,275	1,094	89	1,780	7,316	155	1,743	220	3,089	1,250	776	36	6	5	31
5	20,032	—	35	1,834	582	70	1,297	7,231	83	1,791	160	2,840	1,405	880	46	6	9	0
6	25,616	—	32	1,687	858	64	1,086	6,059	21	1,613	98	2,436	1,246	616	15	7	0	7
7	15,614	—	60	1,315	376	61	665	6,026	33	1,362	151	2,398	1,329	715	14	3	6	10
8	26,507	—	25	1,858	1,137	49	852	6,374	25	1,631	39	2,531	1,365	753	19	10	0	0
9	16,444	—	16	1,444	390	37	604	5,445	23	1,157	102	2,317	1,102	662	43	21	2	12
10	21,829	—	27	1,228	445	47	566	5,235	14	1,259	98	1,810	1,060	912	36	29	2	14
11	13,017	—	3	1,024	411	40	302	3,417	8	555	18	1,790	674	361	8	3	0	0
12	12,650	—	5	790	282	4	245	3,240	12	415	22	2,037	420	300	19	12	0	3
13	8,773	—	2	670	191	4	169	2,852	5	439	10	1,456	638	301	0	3	0	0
14	13,511	—	0	628	454	15	176	2,519	0	252	6	1,602	481	165	13	0	0	0
15	7,802	—	1	592	195	9	120	2,828	4	419	10	1,704	525	153	2	11	0	0
16	9,354	—	5	538	681	6	158	2,117	13	407	18	1,215	338	126	0	0	0	0
17	4,793	—	0	454	148	13	64	2,014	8	229	29	1,190	354	202	0	0	0	2
18	6,149	—	0	339	298	7	69	1,913	17	249	10	1,104	407	102	17	7	0	0
19	5,049	43	0	302	156	0	71	1,549	6	139	15	971	275	122	21	0	0	0
20	6,994	84	0	312	156	0	54	1,532	5	186	19	820	288	127	77	9	0	1
21	5,110	32	0	321	152	0	36	1,913	14	190	2	1,036	498	172	0	0	0	0
22	6,009	64	0	232	221	0	53	1,334	6	104	2	828	278	110	2	3	0	1
23	2,630	18	0	168	86	0	28	1,235	0	97	3	694	339	98	1	2	1	0
24	4,846	20	0	188	160	0	23	1,198	1	89	0	753	275	75	0	0	5	0

(単位：羽)

年 度	鳥 類																	
	カモ類			ウミアイサ	バ ン	タ シギ	ヤ マシギ	キ ジバト	カ ラ ス 類				ス ズ メ 類			ム クドリ	ヒ ヨドリ	コウライキジ
	ビロウドキンクロ	モクログアモ	コオリガモ						小 計	ハシブトガラス	ハシボソガラス	ミヤマガラス	小 計	ス ズ メ	ニウナイスズメ			
60	0	8	0	1	230	991	395	9,634	1,211	803	317	91	16,185	16,150	35	—	—	0
61	0	17	0	0	218	342	225	6,871	743	442	204	97	14,037	14,010	27	—	—	0
62	5	7	0	2	297	415	206	7,442	832	501	245	86	16,002	15,984	18	—	—	0
63	0	8	2	4	211	210	151	6,324	655	419	141	95	9,064	9,044	20	—	—	0
元	0	5	0	8	189	93	210	6,164	1,013	579	314	120	8,288	8,251	37	—	—	0
2	3	4	2	1	199	518	150	5,141	655	342	189	164	4,523	4,501	22	—	—	0
3	0	5	0	15	211	786	194	5,268	1,000	655	270	75	8,701	8,664	37	—	—	0
4	0	2	3	1	220	572	208	4,993	1,012	691	327	84	7,888	7,808	80	—	—	0
5	0	10	0	0	240	418	164	3,836	840	622	145	73	3,486	3,442	44	—	—	0
6	—	0	—	—	242	244	112	3,573	672	369	195	108	4,680	4,620	40	213	6,094	0
7	—	5	—	—	211	260	86	2,751	603	364	154	85	1,059	1,043	16	117	1,975	49
8	—	1	—	—	286	341	110	3,883	865	514	289	62	3,560	3,520	40	276	6,880	11
9	—	4	—	—	293	354	90	3,098	727	457	221	49	1,889	1,873	16	188	1,867	2
10	—	1	—	—	209	241	97	2,811	590	356	194	40	4,014	3,957	57	96	6,220	3
11	—	0	—	—	180	150	18	2,243	545	427	78	40	2,840	2,828	12	32	1,812	0
12	—	0	—	—	64	143	34	1,948	476	447	29	0	2,193	2,193	0	73	3,144	0
13	—	0	—	—	62	123	25	1,382	361	265	96	0	365	365	0	46	2,521	0
14	—	0	—	—	62	48	49	1,021	404	208	196	0	1,720	1,720	0	80	6,335	0
15	—	0	—	—	62	93	49	1,129	289	129	155	5	309	309	0	47	2,079	0
16	—	0	—	—	95	19	0	1,037	332	176	151	5	551	551	0	25	3,790	0
17	—	0	—	—	52	8	15	812	214	139	75	0	190	190	0	18	791	0
18	—	0	—	—	27	35	6	834	265	130	135	0	237	237	0	26	2,093	0
19	—	0	—	—	30	8	5	632	185	108	47	30	163	163	0	19	1,886	0
20	—	0	—	—	16	32	7	584	141	115	26	0	197	197	0	16	3,863	0
21	—	1	—	—	15	5	7	451	138	104	34	0	84	84	0	18	1,938	0
22	—	0	—	—	6	29	12	327	274	202	72	0	112	112	0	5	3,340	0
23	—	0	—	—	6	2	12	204	144	45	99	0	55	55	0	14	658	0
24	—	0	—	—	4	7	13	268	294	211	73	10	38	38	0	59	2,574	0

資料編

(単位：頭)

年 度	計	獸 類																				
		ク マ	イ ノ シ シ	オ ス ジ カ	メ ス ジ カ	シ カ (不 明)	キ ツ ネ	タ ヌ キ	ア ナ グ マ	テ ン	ム サ サ ビ	リ ス	オ ス イ タ チ	ノ ウ サ ギ	ノ ネ コ	ノ イ ヌ	ヌ ト リ ア	ミ ン ク	ア ラ イ グ マ	シ マ リ ス	タイ ワ ン リ ス	ハ ク ビ シ ン
60	4,629	0	833	244	—	—	1	111	9	40	43	37	32	3,139	11	129	0	—	—	—	—	—
61	5,747	0	768	288	—	—	2	144	15	52	18	19	194	4,099	22	126	0	—	—	—	—	—
62	4,621	0	1,015	268	—	—	3	85	12	12	26	19	25	3,009	24	123	0	—	—	—	—	—
63	3,936	0	916	262	—	—	2	230	7	35	19	13	18	2,325	21	88	0	—	—	—	—	—
元	5,064	0	1,460	427	—	—	2	321	18	59	12	13	285	2,305	48	114	0	—	—	—	—	—
2	4,311	0	1,095	549	—	—	2	127	35	25	13	8	19	2,354	3	81	0	—	—	—	—	—
3	4,633	0	1,410	531	—	—	0	300	10	40	7	14	37	2,155	26	103	0	—	—	—	—	—
4	5,049	0	1,146	488	—	—	—	376	12	70	12	2	151	2,716	5	71	0	—	—	—	—	—
5	4,233	0	1,223	615	—	—	—	224	19	36	13	3	38	1,977	7	78	0	—	—	—	—	—
6	4,081	—	1,224	813	—	—	—	209	28	35	—	—	111	1,548	6	70	2	0	1	0	0	34
7	3,903	—	1,391	761	—	—	—	183	16	20	—	—	92	1,325	1	73	0	0	0	0	0	11
8	4,356	—	1,902	688	—	—	—	284	31	51	—	—	88	1,147	10	106	0	0	0	2	0	47
9	3,536	—	1,469	641	—	—	—	215	10	30	—	—	70	984	8	54	0	0	0	1	0	54
10	4,381	—	2,288	836	—	—	—	292	30	26	—	—	100	709	2	43	1	0	0	0	0	54
11	3,901	—	2,303	944	—	—	—	109	0	18	—	—	18	467	1	22	0	0	0	0	0	11
12	3,338	—	1,931	835	—	—	—	187	2	7	—	—	30	334	2	17	0	0	0	0	0	20
13	4,588	—	2,987	954	213	—	—	85	6	2	—	—	2	334	0	1	0	0	0	0	0	4
14	5,030	—	3,286	942	266	—	—	153	6	7	—	—	1	323	0	35	0	0	0	0	0	11
15	4,766	—	3,227	909	274	—	—	116	0	1	—	—	1	223	0	5	0	0	0	0	0	10
16	5,731	—	4,118	884	343	—	—	124	8	3	—	—	3	226	0	10	0	0	0	0	0	12
17	4,987	—	3,541	879	322	—	—	36	2	1	—	—	1	199	0	5	0	0	0	0	0	1
18	4,665	—	3,184	970	267	—	—	39	5	0	—	—	0	165	0	3	0	0	0	0	0	12
19	5,008	—	3,154	1,001	623	—	—	93	0	1	—	—	4	104	0	16	0	0	0	0	0	12
20	4,732	—	3,014	970	597	—	2	73	2	0	—	—	0	71	0	3	0	0	0	0	0	0
21	5,077	—	3,110	1,053	766	—	8	80	2	0	—	—	1	51	0	2	0	0	2	0	0	2
22	6,117	—	4,126	1,005	789	—	5	144	3	0	—	—	0	31	0	7	0	0	5	0	0	2
23	5,769	—	3,483	950	909	313	2	69	0	0	—	—	0	37	0	4	0	0	0	0	0	2
24	4,972	—	3,002	588	555	704	2	86	0	0	—	—	0	21	0	0	0	0	0	0	0	14